

守口市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準

この基準は、守口市における児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項に定める乳児等通園支援事業を行おうとする者に対する認可についての基準を定めるものとする。

1 審査の基準

法第 34 条の 15 第 2 項の認可については、守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年守口市条例第 24 号）、法その他関係法令のほか、この基準により審査する。

2 経済的基礎

法第 34 条の 15 第 3 項第 1 号に規定する「乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎」とは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 乳児等通園支援事業を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しており、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。ただし、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
- (2) 乳児等通園支援事業の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等の資産により保有していること。
- (3) 直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容が、3 年以上連續して損失を計上していないこと。

3 実務を担当する幹部職員

法第 34 条の 15 第 3 項第 3 号に規定する「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、(1) 及び(2) のいずれにも該当するもの、又は(3) に該当するものとする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業をいう。

- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において 2 年以上勤務した経験を有する者であること、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- (3) 経営者に乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 食事

食事の提供を行う場合は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和 7 年 2 月 12 日こ成保発第 120 号こども家庭庁成育局長通知）を踏まえて実施しなければならない。

5 職員

- (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）第22条第2項に規定する乳児等通園支援従事者の数は、同項に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）以上とする。
- (2) 従事する職員のうち、保育士以外の従事者は、以下の研修を修了した者を配置すること。
 - ① 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修
 - ② 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

6 安全計画

設備運営基準第7条第1項に規定する「安全計画」は、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）等の関係通知を踏まえて作成しなければならない。

7 衛生管理等

設備運営基準第14条第1項及び第2項に規定より行う衛生的な管理、衛生上必要な措置及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止は、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等の関係通知を踏まえて実施しなければならない。

8 新耐震基準

- (1) 乳児等通園支援事業に使用する建物については、昭和56年6月1日以降の建築基準法令に基づく耐震基準（以下、「新耐震基準」という。）を満たした建物でなければならない。
- (2) 新耐震基準以前の基準により建築された建物の場合は、新耐震基準を有していることが確認できなければならない。